

魚津市告示第151号

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱の一部改正について

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱（令和5年魚津市告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後			改正前		
第1条—第12条 (略) 別表1 (第4条関係)			第1条—第12条 (略) 別表1 (第4条関係)		
補助対象経費	補助率	補助金額	補助対象経費	補助率	補助金額
令和2年度の平均燃料費調整単価と電力料金単価を合算したものと補助対象期間中の各月の燃料費調整単価等と電力料金単価を合算したものの差額に消費電力量及び各鉄道会社が定める市町村別の走行距離の魚津市に関わる按分率を乗じた額	2分の1以内	補助対象経費に補助率を乗じた額	令和2年度の平均燃料費調整単価と補助対象期間中の各月の燃料費調整単価の差額に消費電力量及び各鉄道会社が定める市町村別の走行距離の魚津市に係る按分率を乗じた額	2分の1以内	補助対象経費に補助率を乗じた額
備考			備考 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額により算定する。		
1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額により算定する。					
2 燃料費調整単価等は、燃料費調整単価と市場調整単価を合算したものをいう。			別表第2 (略)		
別表第2 (略)			様式第1号—様式第3号 (略)		
様式第1号—様式第3号 (略)					

附 則

この告示は、公表の日から施行する。